

活火山防災対策の強化を求める意見書

我が富士宮市は、富士山の南西麓に位置し、富士山の噴火とその対策について市民の関心が高まっている。

本年2月22日、政府は、活動火山対策特別措置法に基づき中央防災会議の答申を受け、噴火への備えが必要とする火山災害警戒地域に富士山などの全国49火山の周辺で、火山災害の影響が出ると想定される23都道府県、本市を含む140市町村を指定した。

このような中、火山防災に関する事前対策の強化を打ち出した改正活動火山対策特別措置法の改正趣旨を踏まえつつ、今後さらに中長期的対策の検討を行う必要がある。

よって、国及び政府は、活火山防災対策の充実強化のため、下記の事項について必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国民の生命と財産をより確実に守り、風評被害を防ぐ観点からも、火山活動の状況に関する情報提供は、迅速かつ、住民や一般の方々にもわかりやすく発信する必要がある。
そのため、国は火山活動に何らかの変化があった場合には、随時、地元の関係機関にその旨を確実に伝え、火山活動の評価を行い、その結果に応じて警報や予報を発表または更新するとともに、国民が過不足なく適切に理解できるようにし、災害発生後においては、情報提供等を迅速かつ的確に行う体制を強化すること。
- 2 活動火山対策特別措置法改正により事前防災の強化を推進する一方、予防措置に伴う住民生活や事業者・農林水産業者等が被る経済損失拡大への考慮はなされていない。既存法による金融支援（セーフティーネット貸付等）や雇用支援（雇用調整助成金等）のみでの対応では支援策として不十分であり、風評によって長期的な打撃を被る観光関連産業等については根本的な支援策がないのが現状である。確度高く災害発生を予測し得る火山防災、世界最大の火山災害発生リスクを抱える我が国の特性を踏まえ、噴火警戒レベルの引き上げ等、国による私権制限に伴い生ずる損害に一定の補償をすること。
- 3 活火山噴火対策に関連する法律は、災害対策基本法を初め、災害予防、災害応急対応、災害復旧・復興に関するさまざまな法律・制度があり、所管する省庁も多岐にわたっているため、市町村の業務が煩雑になり対応が遅れる一因となっている。国として、市町村が迅速に対応できるよう、関係法律・制度の内容や実施すべき事項、住民・事業所等に対する経済的支援のあり方などがすぐに把握できるような、一元化したマニュアルを作成すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年3月15日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
総務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣（防災）